

Title	〔商法一―二〕表見代表取締役の責任 (東京高裁昭和四四年二月二八日判決)
Sub Title	
Author	梶, 善夫(Toga, Yoshio) 商法研究会 (Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.5 (1972. 5) ,p.70- 75
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720515-0070

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一一二〕 表見代表取締役の責任

〔判示事項〕

- 一、商法第二六六条ノ三にいう「取締役」の意義
- 二、表見代表取締役につき商法第一四条を適用して同法第二六六条ノ三の責任を肯定した事例

〔参照条文〕 商法第一四条・第二六六条ノ三

〔事実〕 X（原告・被控訴人）は、株式会社Aに対し、昭和四一年

四月六日から同年六月一七日までの間に六〇秒コマーションフィルム製作代等合計金一三七万六、八二五円の債権を取得していた。株式会社Aは、B株式会社の取扱商品である宝石貴金屬類の小売を目的として設立された会社であり、B株式会社の代表取締役であるCが取締役営業部長として株式会社Aの経営全般を掌握していた。Y（被告・控訴人）はCに頼まれて株式会社Aの代表取締役に就任していた。CはB株式会社に回収できる確実な見込みがないのに株式会社Aの資金五、〇〇〇万円を貸付けたところ、B株式会社が昭和四

東京高裁昭和四四年二月二八日判決
昭和四三年三月五五二号
損害賠償控訴事件
下級民集二〇卷一・二号一〇四頁

一年六月不渡の手形を出して倒産したため全額回収不能となり、株式会社Aも昭和四一年七月不渡手形を出して倒産した。Xは債権の取立ができなくなった。そこで、Xは、株式会社Aの倒産はCの放漫杜撰な業務執行の結果であり、それは株式会社Aの代表取締役たるYが職務の執行を怠つたからであるとして、Yに対して、損害賠償を請求したのが本件である。

第一審、X勝訴。ただし、第一審については本判例集には掲載されていないため、判決理由等詳しいことはわからない。Yより控訴。Yは、商法二六六条ノ三にいう取締役中には、単に取締役としての名義だけを貸与し、その登記を経たが株主総会の選任決議がないといういわゆる看板取締役は含まれない、と主張。その他、民法七二五条二項の点の主張もあるが、この点については判決でとりあげていないので省略する。

〔判旨〕 控訴棄却「商法第二六六条の三にいう取締役の意味につ

いて考えてみるのに、同法条にいう「取締役」中には、単に取締役としての名義を貸与したのみで、その就任登記はあつても、創立総会ないし株主総会の選任決議のない者は含まないと解すべきこと、まさにY主張のとおりであり、その理由として当裁判所はYの当審における所論をそのまま採用するものである。

とすれば右法条に定める責任は、創立総会ないし株主総会の決議という正規の手続によつて選任された取締役に關するものであつて、かかる正規の選任手続を経ないため、法律上の取締役の地位を取得するに由ない単なる表見取締役には及ばないものというべきである。

すなわち右法条は正規の取締役に對し特殊の不法行為上の責任を法定したものと解すべきであり、表見取締役の責任を問うためには別途の法理論によるべきであつて、右法条の關知するところではない。

いま本件についてこれをみるに、前段認定のとおり、Yは、株式会社Aの取締役ならびに代表取締役に就任した旨の登記はあるが、創立総会、株主総会ないし取締役会の決議によつて正規に選任された者でないことが明らかであるから、法律上取締役たるの資格なきものとして、商法第二六六条の三にいう取締役に該當しないものといわなければならない(以上、判示事項一)。

しかしながら、Yは、単に名義のみとはいえ、株式会社Aの取締役ならびに代表取締役としての就任登記に承諾を与えているものであるから、商法第一四条により、善意の第三者に対しては取締役な

らびに代表取締役としての責任を免れ得ないものと解するのを相当とする。もつとも商法第一四条は元來登記義務者が故意または過失により不実の事項を登記した場合における登記義務者の責任を規定したものであり、本件の場合右就任登記の登記義務者は株式会社Aであつて、Yでないことはいふまでもないが、自己に關する登記をなすことに承諾を与えて登記義務者の登記行為に加功した者については、その登記につき登記義務者と同様の責任を負担せしめるのを妥当と考える。右の場合登記義務者の不実登記行為に加功した者は商法第一四条にいう「不実ノ事項ヲ登記シタル者」のなかに含まれると解して差支えない。

そうとすれば、Yは、自己が法律上株式会社Aの取締役ならびに代表取締役たるの資格なきことを知りつつ、すなわち故意、少くとも過失によつて、不実の取締役ならびに代表取締役の就任登記をなしたものであるから、本件口頭弁論の全趣旨に徴し善意と認められる第三者たるXに對し、Yは自己が株式会社Aの取締役ならびに代表取締役でないことをもつて對抗し得ないものといわなければならない。

とすると、結局において、YはXに對し商法第二六六条の三にいう取締役としての責任を免れ得ないという結論になる(以上、判示事項二)。

〔評釈〕

判示事項一には賛成、二には反対。

一、本件の論点は、取締役としての法的地位を有しない表見上の代

表取締役が、商法二六六条ノ三所定の取締役としての責任を負うか否かにある。これを判旨は、第一に、商法二六六条ノ三にいう取締役の意義について判断し、表見取締役は本条にいう取締役に該當しないとし、第三者に対して責任を負わないとした。しかしながら、第二に、本件表見代表取締役は、就任登記に承諾を与えているから、商法一四条の「故意又ハ過失ニ因リ不実ノ事項ヲ登記シタル者」に該當し、善意の第三者に対する関係においては、取締役ならばに代表取締役でないことをもつて対抗できないから、商法二六六条ノ三にいう取締役としての責任を免れ得ないとし、第三に、本件表見代表取締役は、放漫杜撰な業務執行を拱手傍観していた点に取締役ことに代表取締役としての職務の執行を怠り、重大な過失があったため会社に損害を与え、ひいては善意の第三者にも損害を与えたとして、商法二六六条ノ三第一項の規定を適用して、善意の第三者たる本件被控訴人の損害賠償の請求を認めた。

二、商法二六六条ノ三にいう取締役に、株主総会の選任決議がない、法律上取締役の地位にないいわゆる看板取締役は含まれないとしたことには、おそらく異論はあるまい。この点に關し、判例は皆無で、わずかに、取締役を辞任したが、その辞任の登記を経ていない者についての商法二六六条ノ三の適用の有無につき、東京地判昭和三年五月一三日があるにすぎない。⁽¹⁾ それによると、「およそ取締役は、その職務の執行について、会社に対し、善管注意義務と忠実義務とを有する。そして取締役が第三者に損害を与えることを予見しながら、右義務に違反する職務執行行為をして第三者に損害を

生ぜじめたときは当該取締役をしてこれを賠償せしめようとするのが、右規定(商法二六六条ノ三―筆者注)の趣旨である。従つて、取締役が一旦辞任するときは、その登記前においても、会社に対し前記のような義務を負うものではなく、かつ取締役としての職務を執行するに由ないのであるから、原則としてかかる者に同条の規定する責任を負わせることはできないであらう。」として、辞任後その登記をなす以前の取締役につき、商法二六六条ノ三の責任を否定した。本件についても参考にならう。

ところで、本件判旨が、本件の如き表見代表取締役は、商法一四条の「不実ノ事項ヲ登記シタル者」にあたるとし、善意の第三者との関係では、商法二六六条ノ三にいう取締役と同様の地位にあると解することができるとした点は問題がある。

三、まず本件表見代表取締役が、商法一四条の不実の事項を登記したる者にあたるとしたことはどうであらうか。本来一四条の規定は、登記義務者が故意又は過失により不実の事項を登記した場合における登記義務者の責任を規定したものである。本件の場合、登記義務者は株式会社Aであり、表見代表取締役ではない。しかし、登記義務者でなくとも、自己に關する登記をなすことに承諾したり、あるいは自己のために不実の登記が存することを知りながら、その更正または抹消を怠つた者には、登記義務者と同様の責任を負わせるべきものとして商法一四条を適用すべきであらう。⁽²⁾ したがつて、この点判旨は正しい。⁽³⁾

しかし、次の、本件表見代表取締役が、商法一四条の不実の事項

を登記した者に該当するからとして、商法二六六条ノ三を適用しうると解することには問題がある。これに類似するものとして、前記東京地判昭和三年五月一三日は、既述引用部分のあとに、「しかし、かかる者においても、外見上取締役としての職務を執行し、その職務執行に関連する取引により善意の第三者に損害を加えた場合であれば、事情によつては、損害賠償責任を負わなければならないものと解する（商法第二二条）」との見解を示しているが、商法二六六条ノ三に規定する責任は、もつばら取締役の会社に対する任務懈怠による責任であるとの点から、また、商法一二条は、「いわゆる表見法理の具体的適用を示す一例であるから、もしこの面から事実がとらえられるとするならば、表見代表取締役に関する商法二六二条によつて、会社の責任が論ぜられるべきであつて、これと平面を異にする商法二六六条ノ三が当然に間擬される余地はない」との批判がなされている。右批判は本件においてもそつくりそのままであらう。

しばしば指摘されるように、戦後、法人成りがふえ、本来あるべき姿でない資産的に弱小の会社が氾濫している現在、株式会社の公共性、第三者の保護の見地から、商法二六六条ノ三により、あるいは法人格否認の法理により取締役の責任が追及されることが多くなつてきている。たしかに、たとえば会社は倒産したが取締役個人は多額の財産を獲得しているというような場合、取締役に非難が集中するのは一般感情としても当然であらうし、取締役に追及されることが自体一向に差支えないが、それは物的会社としての特色を

もつ株式会社に関する法の範囲内でなされなければならない。本件判旨は、本件表見代表取締役が、故意少くとも過失によつて商法一四条にいう不実の事項を登記した者にあたるから、善意の第三者との関係では商法二六六条ノ三の適用があるとす。しかし、判旨では、商法一四条にいう故意過失があることにより、商法二六六条ノ三の悪意重過失にまで結びつく過程が明らかでない。

商法一四条で「不実ノ事項ヲ登記シタル者ハ其ノ不実ナルコトヲ以テ善意ノ第三者ニハ對抗スルコトヲ得ズ」とは、善意の第三者の関係では取締役でないとの主張ができないとのことで、それは内部関係、外部関係ともに取締役であることになるわけではない。本件表見代表取締役が、不実の商業登記をなした者として商法一四条により、善意の第三者に対して代表取締役でないことを主張することができないから、右表見代表取締役の行為について会社がその責任を負わなければならないといふことはいえても、会社の内部関係において取締役でない表見取締役を、商法二六六条ノ三の取締役と解すことには問題がある。商法二六六条ノ三は、取締役が取締役としての職務を行なうにつき、悪意または重過失があつた場合に、その取締役は、それによつて第三者につき生じた損害を賠償する責任を負ふことを規定したものである。本件のように商法一四条の不実の事項を登記したる者として故意過失が認定されたとしても、商法二六六条ノ三に表見法理が介在する余地があるといえるのだろうか。その点につき、私は、介在する余地なしと解する。本件判旨は、表見法理が介在する余地があるとして解しているが、その理由が明

確でない。

四、そもそも表見法理は、取引関係における相手方の信頼保護にその基礎を置く。株式会社においては、人的会社と異なり、取締役個人に対する信頼は法の保護法益とならない。それだからこそ、合名会社や合資会社にあつては、自称社員あるいは自称無限責任社員に、社員あるいは無限責任社員と同一の責任を負わせているのに（商法八三条・一五九条、株式会社についてはこの種の規定が存しないのであるし、また、株式会社にあつては、個人に対する信頼にかり会社財産が第三者の信用の目当てになるから、資本充実・維持に關して詳細な規定が設けられているのである。株式会社についても設立中においては、第三社の信頼の対象たる会社財産は確定していない。したがつて、かような場合には第三者は、発起人の信用ということにおいて設立行為に参加するわけで、この場合には、擬似発起人に発起人と同一の責任を負わせている（商法一九八条・一九三条第一項）。しかし、設立後は、表見代表取締役の行為について、会社が責任を負うとの規定があるにすぎない（商法三二二条）。

以上の点から、株主総会において選任されていない表見取締役について、商法一四条により不実の事項を登記したる者と解されても、商法二六六条ノ三によつて表見取締役個人の責任を追及することとは誤りであろう。もつとも、商法二六六条ノ三第一項前段の法意については争いがあり、解釈の仕方によつては、本件の如き場合、右規定を適用することができるかもしれない。たとえば、商法二六六条ノ三を第三者保護の規定との立場から、これを強力におしす

めて解していくような場合に、なんらかの理由づけがなされるかもしれない。そこで以下に本判旨が商法二六六条ノ三をいかに取扱つているのか考察しておこうと思う。もちろん、従来の商法二六六条ノ三に關する解釈は、表見法理が介在しうるか否かを問題にしている。しかしそれは、問題にしていないというより、表見取締役の責任を問うためには別途の法理論によるべきであつて、商法二六六条ノ三に表見法理が介在するかなどを問題にするまでもなく否定していると解すべきであろう。したがつて、本判旨が、既存の見解の上に立ち、商法二六六条ノ三につき表見法理が介在しうるについてなんらの説明もしていないとすれば、商法一四条を適用しさらに商法二六六条ノ三を適用することは理解しがたい。

五、周知の通り、最高裁は、本判決の九ヶ月程後になるが昭和四四年一月二六日大法院判決で商法二六六条ノ三第一項前段の法意について、「株式会社の取締役が悪意または重大な過失により会社に対する義務に違反し、よつて第三者に損害を被らせたときは、取締役の任務懈怠の行為と第三者の損害との間に相当の因果關係があるかぎり、会社が右任務懈怠の行為によつて損害を被つた結果、ひいて第三者に損害が生じた場合であると、直接第三者が損害を被つた場合であるとを問うことなく、当該取締役が直接第三者に対し損害賠償の責に任ずべきことを定めたものである。」との見解を明らかにした。⁽⁶⁾

最高裁の多数意見は通説の立場に立ち、商法二六六条ノ三第一項前段の法意として従来から問題となつていた諸論点、すなわち、取

締役保護の規定が第三者保護の規定を中心問題としつつ、(1)責任の性質は特別な法定責任か不法行為責任か、(2)一般不法行為責任との競合を認めるか否か、(3)第三者に対する直接損害に限るか間接損害に限るか、それとも両方を含むか、(4)取締役の悪意重過失は会社に対する任務懈怠で足りるか、直接第三者に対する加害行為の存することを要するか等につき、それぞれ、(1)特別法定責任説、(2)競合説、(3)直接間接両損害包含説、(4)悪意重過失の対会社説を採用した⁽⁷⁾。

本件判旨は、右(1)につき、「特殊の不法行為上の責任を法定したもの」との文言から、特殊不法行為責任説と解しえよう。ただし、判旨全体からは特別法定責任説と解せないこともないし、また特殊不法行為責任説も実質的には特別法定責任説と全くかわらない。(2)については全く手がかりがない。(3)については、株式会社Aの資金をB会社に貸付け、B会社が倒産したため株式会社Aも倒産し、その結果Xは株式会社Aに対する債権の取立ができなくなり、右債権額相当の損害をこうむつたとの点から、間接損害説との推測がなされる。ただし、これも間接損害限定説とは断定できない。ただ直接損害限定説でないことだけは、はっきりといえる。(4)については、「放漫杜撰な会社の経理状態が放置されていたことは、Yが取締役ことに代表取締役としての職務の執行を怠り」とあるから、悪意重過失の対会社説と考えられる。

本判決の商法二六六条ノ三に関する見解は、右にみたところから、最高裁の判旨とはほ同じと解してさしつかえなく、格別特殊な解釈をしているわけではない。さらに、表見法理の介在する余地の

説明は全くない。となると、本判旨の商法一四条の適用から商法二六六条ノ三を適用するという特殊な論理的操作は、説明不足を指摘されるにとどまらず誤りであるといわざるをえない。

(1) 下級民集八巻五号九二三頁。右判批として、米津昭子・津田利治監修・財政経済弘報六九四号九頁、谷川久・ジュリスト二〇九号八四頁。

(2) 大隅健一郎・商法総則二九三頁は、自己のために不実の登記が存在することを知りながら、その更正または抹消を怠つた者に対しても商法一四条の規定を類推適用すべきであるとされ、その理由として、第三者保護の見地からはもとより当事者の立場からみても、積極的に不実の登記申請をなした場合と消極的に不実の登記の更正または抹消を怠つた場合とで、とくに区別して取扱うべき理由は存しないからである、とされている。

(3) 本件に類似したもので、商法一四条の適用が認められた事例として、大阪地判昭和四六年七月一七日・判例時報六四六号八二頁がある。

(4) 米津・津田・前掲一〇頁。

(5) 塩田親文Ⅱ吉川義春・総合判例研究叢書商法(Ⅱ)・五頁以下。

(6) 民集二三巻一―号二五〇頁、田中・松田・岩田・松本各裁判官の反対意見がある。

(7) もつとも(1)の点につき、田尾桃二・判例タイムズ二四三三号・七八頁は、判旨は特別法定責任説とも不法行為責任説とも明示せず留保していると解されている。それ以外の解説・判批は、特別法定責任説を採用したと解している。杉田洋一・法曹時報二二巻九号一五二頁、酒巻俊雄・民商法雑誌六三巻四号五七八頁、田村諄之輔・別冊ジュリスト会社判例百選(新版)一六三頁等。

(8) 田中誠一・会社法詳論上四九四頁以下。なお判例時報五五七号二六七頁は、本判例のコメントで、不法行為責任説をとっている。(梅 善夫)